

不登校対応フローチャート（マニュアル）

佐渡市教育委員会

1 不登校とは、欠席日数30日以上で病気や経済的な理由、その他の欠席を除くもの

◎ 休み方も様々

- ・30日以上、連続して休む。
- ・週1～2日程度休む。年間で30日を超える。
- ・数日連続して休むが、登校できるを繰り返す。年間30日を超える。

2 未然防止 魅力ある学校づくり、きめ細やかな指導・相談体制の充実

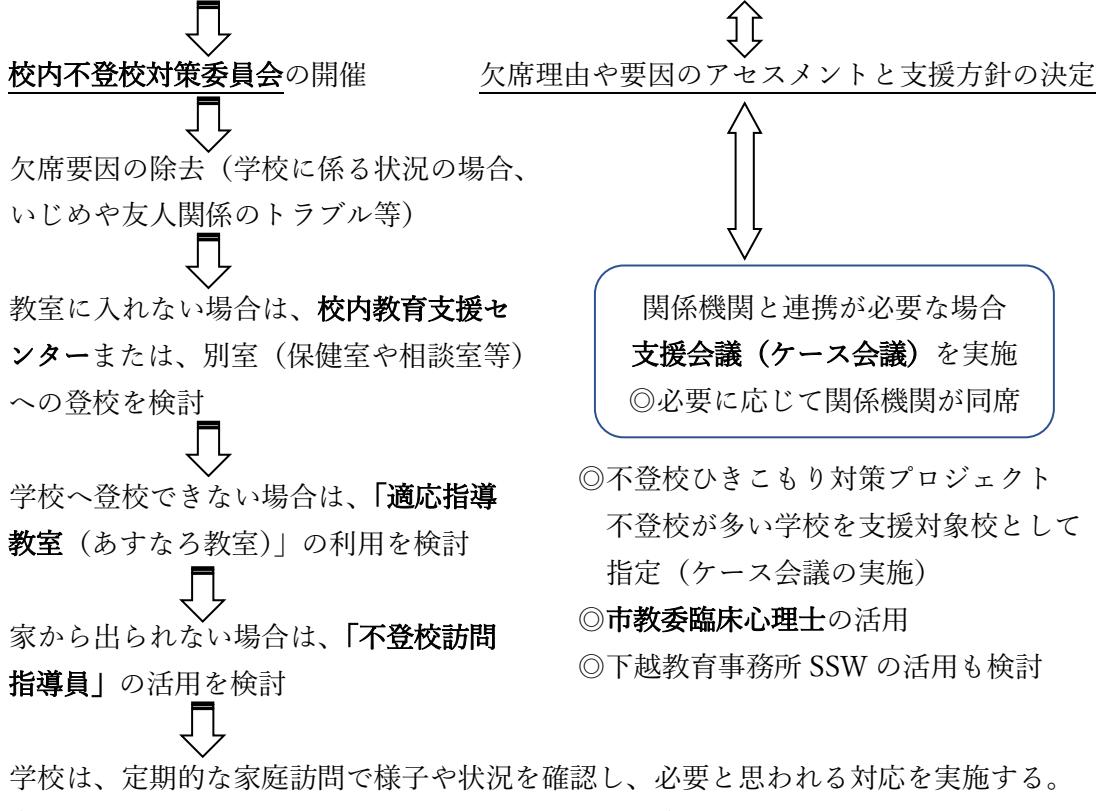
スクールカウンセラー、心の教室相談員の活用

「心の健康チェック」アンケート実施、活用

3 休み始めたら

病気等以外の登校渋りがある欠席があった場合 子どもとともに1・2・3運動 ※1

欠席の理由の聞き取り（保護者・本人）…必要に応じて即日家庭訪問



4 その他

◎ 不登校の要因によって対応が異なる

- ・学校に係る状況が主要因の場合は、学校での対応を中心にその要因除去・解消に努める。
- ・家庭に係る状況が主要因の場合は、福祉関係機関（子若、児相、地区保健師等）との連携を図り、家庭支援に努める。
- ・本人に係る状況が主要因の場合は、医療機関の受診、警察との連携も含めて本人の特性や環境を考慮しながら状況の改善に努める。

◎ 分からないことがありましたら遠慮なく、市教委の不適応担当にご相談ください。

(担当 教育指導主事 中川久雄 電話58-7351)

※1

子どもとともに1・2・3運動

欠席1日目：欠席家庭に連絡し、保護者または本人から状況を聞く。

2日目：児童生徒の具体的な状況を電話等により把握する。

3日目：家庭訪問を行う。